

(議長)

日程第14、議案第5号、工事請負契約締結についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

議案第5号、工事請負契約の締結についてでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5千万円以上の工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、契約の目的、旧江光ビル跡地活用拠点施設建設工事、工事場所、江差町字新地町7番地1他、契約の方法、指名競争入札、契約の金額2億8,820万円、契約の相手方 亀田工業前田組経常建設共同企業体 代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地 亀田工業 株式会社代表取締役 川合 智でございます。

ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号、工事請負契約締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。